

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

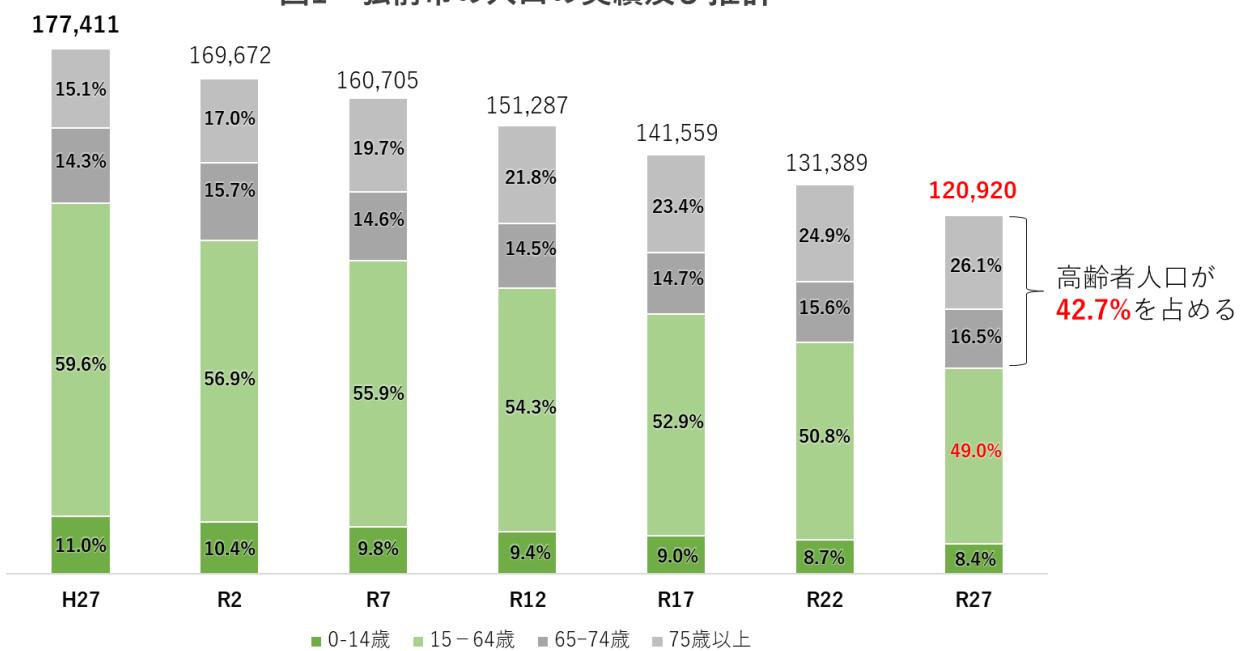
#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### (地域の人口構造)

当市は平成7年の19万4,197人(平成18年の合併前の旧弘前市、岩木町、相馬村の合計)をピークに、平成27年から令和27年までに総人口が、56,491人、約32%減少するものと予想されている。特に生産年齢(15-64歳)人口は大きく減少し、総人口に占める割合は半数以下まで落ち込む一方、高齢者人口は増加し続け、令和27年には42.7%にまで達する見込みである。(図1)

こうした人口構造の変化により、労働力や消費活動の減少による経済規模の縮小、税収減、社会保障費の増大等、総合的な地域活力が低下し、社会経済環境の維持が困難となる可能性がある。自動化や業務効率を叶える先端設備を導入し、安定的な企業活動を支えることは、企業だけでなく市にとっても重要な施策となる。

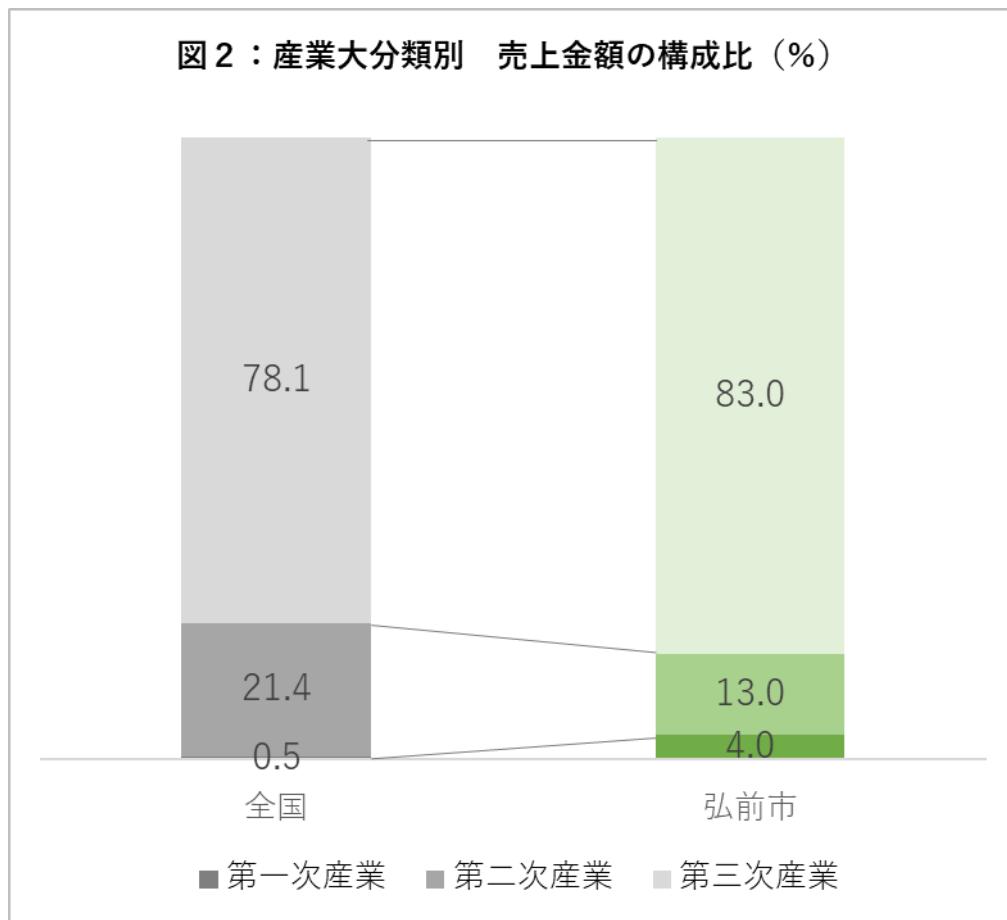
図1 弘前市の人口の実績及び推計



出展：「H30 国立社会保障・人口問題研究所調」

(産業構造及び中小企業の実態等)

当市の産業構造は、全国と比較して第1次産業の割合と第3次産業が多いのが特徴である。(図2)



出典：「令和元年経済センサス・基礎調査」  
「令和元年度弘前市の市民経済計算」より作成

ほぼ農業で占める第1次産業(図3)は、令和元年の市町村別農業産出額が、523億円となり8年連続東北地方1位となっただけでなく、全国順位は過去最高の5位となった。特産のりんごを中心とした果実だけでなく、米など農業全般で人手不足が深刻な中、先端設備の導入を実施し、生産性を上げることが喫緊の課題である。(表1)

図3 第1次産業

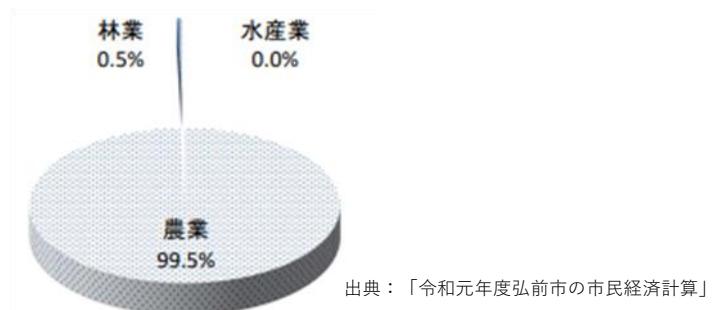


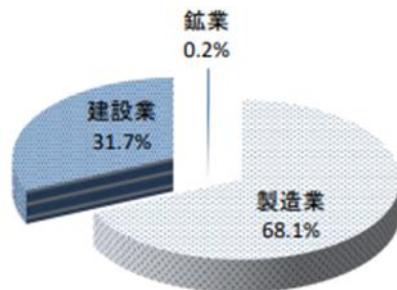
表1 農業産出額上位10市町村 出典：「農林水産統計：令和3年 市町村別農業産出額」

農業産出額上位10市町村						単位：億円	
順位	前年順位	市町村	農業 産出額	上位部門の産出額			
				1位部門		2位部門	
				部門	産出額	部門	産出額
1 (1)	都城市	(宮崎県)	901.5	豚	281.7	肉用牛	215.4
2 (2)	田原市	(愛知県)	848.9	花き	331.8	野菜	304.4
3 (3)	別海町	(北海道)	666.4	乳用牛	633.9	肉用牛	20.5
4 (4)	鉾田市	(茨城県)	641.4	野菜	339.5	いも類	152.7
5 (10)	弘前市	(青森県)	523.6	果実	467.0	米	26.4
6 (5)	新潟市	(新潟県)	509.8	米	276.3	野菜	135.7
7 (7)	浜松市	(静岡県)	506.9	果実	160.6	野菜	127.1
8 (9)	熊本市	(熊本県)	460.7	野菜	241.6	果実	84.7
9 (11)	鹿屋市	(鹿児島県)	458.3	肉用牛	185.3	豚	109.3
10 (8)	那須塩原市	(栃木県)	455.7	乳用牛	232.5	鶏卵	83.4

注： 本統計は都道府県別の農業産出額を農林業センサス等を用いて<sup>あん</sup>按分して推計しているため、  
市町村毎の価格や単収の差は反映されていないことに留意されたい。

製造業を中心とした第2次産業については（図4）、出荷額では電子部品・デバイス・電子回路が製造業の54.9%を占め主力産業となるが、事業所数では食料品製造業が35カ所、全体の約23%を占め、市の中心産業となっている。市内のほとんどが従業者300人未満の中小規模事業者となり、第1次産業同様に人手不足が深刻となっている。

図4 第2次産業



出典：「令和元年度弘前市の市民経済計算」より作成

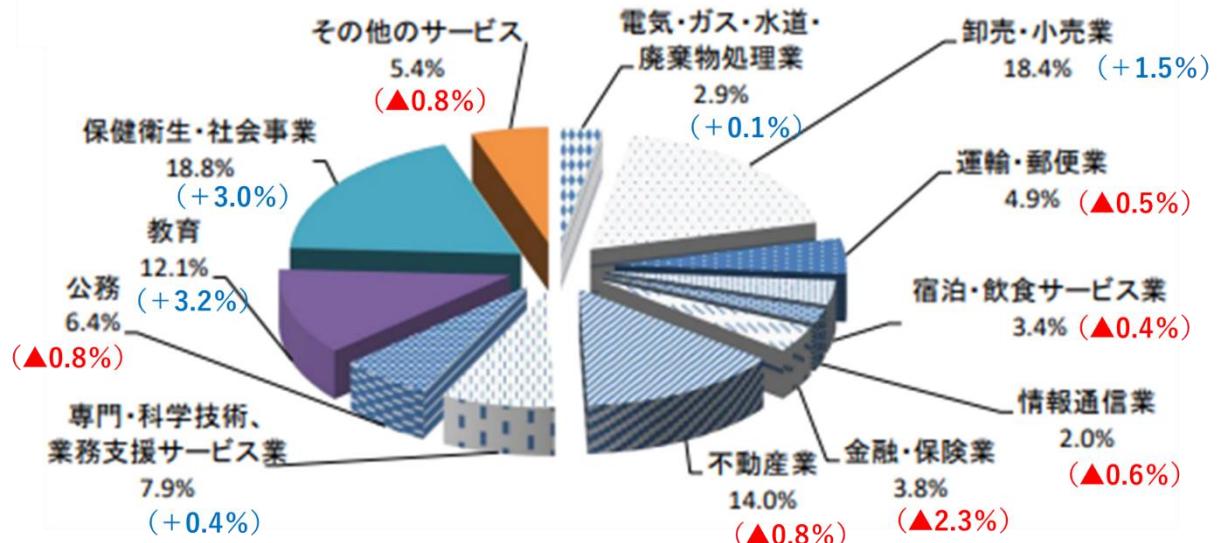
表2：弘前市の製造業の内訳

	事業所数		従業者 300人未満	従業者 300人以上	製品出荷額	
	件	%			万円	%
製造業計	155	(100.0)	150(96.8)	5	25,553,715	(100.0)
<b>食料品製造業</b>	<b>35</b>	<b>(22.6)</b>	24	***	1,463,989	(5.9)
飲料・たばこ・飼料製造業	13	(8.4)	8	***	740,427	(3.0)
繊維工業	13	(8.4)	10	***	396,149	(1.6)
木材・木製品製造業(家具を除く)	6	(3.9)	3	***	63,907	(0.3)
家具・装備品製造業	3	(1.9)	2	***	126,065	(0.5)
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	(2.6)	2	***	121,296	(0.5)
印刷・同関連業	10	(6.5)	5	***	327,968	(1.3)
化学工業	2	(1.3)	1	***	X	
石油製品・石炭製品製造業	1	(0.5)	1	***	X	
プラスチック製品製造業	4	(2.6)	4	***	884,843	(3.6)
窯業・土石製品製造業	11	(7.1)	9	***	519,588	(2.1)
鉄鋼業	2	(1.2)	2	***	X	
金属製品製造業	11	(7.1)	6	***	264,391	(1.2)
はん用機械器具製造業	4	(2.6)	2	***	29,969	(0.2)
生産用機械器具製造業	3	(1.9)	1	***	53,262	(0.3)
業務用機械器具製造業	10	(6.5)	6	3	5,328,671	(21.0)
<b>電子部品・デバイス・電子回路製造業</b>	<b>8</b>	<b>(5.2)</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>13,900,598</b>	<b>(54.9)</b>
電気機械器具製造業	5	(3.2)	4	***	732,906	(2.9)
情報通信機械器具製造業	2	(1.3)	1	***	X	
その他の製造業	8	(5.2)	4	***	152,196	(0.7)

出展：「令和3年経済センサス・活動調査 製造業」より作成

第3次産業は、令和元年の市内総生産において、前年より教育が3.2%増、保健衛生・社会事業が3.0%増、卸売・小売業が1.5%増と増加した業種もあったが、多くは前年より減少しており厳しい状況となっている。観光資源を有する当市において、昨今の様々な環境変化が大きな影響を及ぼしている。(図5)

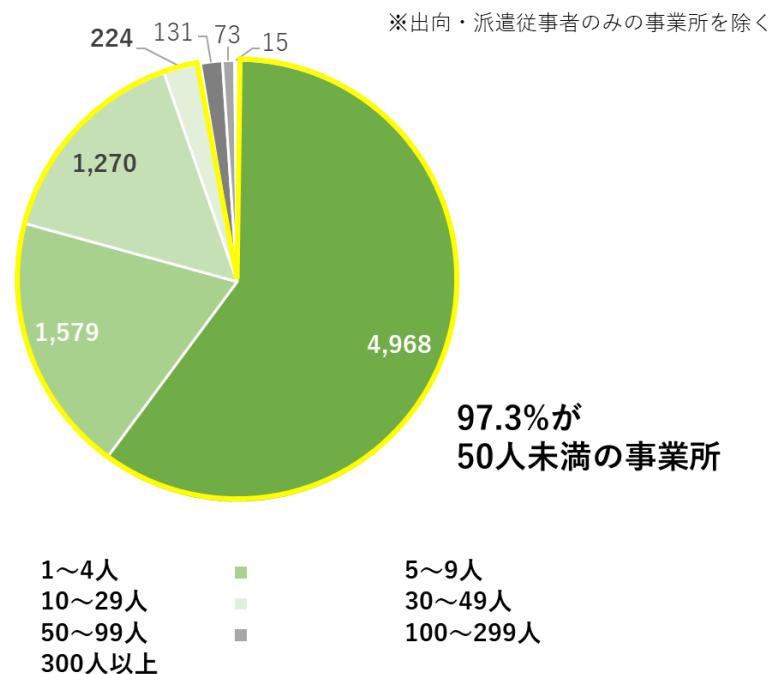
図5 第3次産業市内総生産産業別内訳(名目)



出典：「令和元年度弘前市の市民経済計算」より作成

市内企業の97.3%が従業員50人未満となっており、上述の現状も踏まえると、当市の企業において、すべての業種で労働生産性の向上が重要である。(図6)

図6 弘前市の1事業所あたりの従業者人数



出展：「H26 経済センサス-基礎調査」より作成

弘前地域を牽引する産業を中心に、更なる強化を図るため、生産力の向上や商品開発力・販売力の強化、産業人材の育成、産学官金連携による研究開発支援などの取組みを推進していく。

### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで市経済の維持・発展を目指す。

そこで、計画期間中50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

中小企業者の先端設備等の導入を促し、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市の産業は、農業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市の産業は、駅周辺を含む中心市街地区域から山間部に至るまで広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は弘前市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業は、農業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が当市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、対象業種は全てとする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。そのため、対象事業は広く事業者の生産性向上を実現する観点から労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月6日～令和7年7月5日までの2年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等  
雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先  
端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない  
等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする